

輸出統計品目表改正

平成26年10月財務省告示第三百三十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
15.21		植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。） —植物性ろう —その他のもの （削除） （削除）		KG	15.21		植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。） —植物性ろう —その他のもの —鯨ろう —その他のもの		
1521.10	000				1521.00	000			KG
1521.90	<u>000</u>				1521.90	<u>100</u>			KG
						<u>900</u>			KG
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード （省略） —その他のもの —味噌 —インスタントカレーその他のカレー調製品 —その他のもの		KG	21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード （同左） —その他のもの —味噌 （新規） —その他のもの		
2103.10	<u>1</u>				2103.10	<u>1</u>			
2103.30					2103.30				
2103.90	100			KG	2103.90	100			KG
	<u>200</u>			KG		<u>900</u>			KG
	900			KG					
39.15		プラスチックのくず			39.15		プラスチックのくず		
3915.10	000	—エチレンの重合体のもの	KG		3915.10	000	—エチレンの重合体のもの		KG
3915.20	000	—スチレンの重合体のもの	KG		3915.20	000	—スチレンの重合体のもの		KG
3915.30	000	—塩化ビニルの重合体のもの	KG		3915.30	000	—塩化ビニルの重合体のもの		KG
3915.90		—その他のプラスチックのもの —ポリ（エチレンテレフタレート）のもの ——フレーク状のもの ——その他のもの	KG		3915.90	<u>100</u>	—その他のプラスチックのもの —ポリ（エチレンテレフタレート）のもの （新規） （新規）		KG
	<u>110</u>		KG						
	<u>190</u>		KG						

輸出統計品目表改正

平成26年10月財務省告示第三百三十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
	<u>200</u> 900	—プロピレンの重合体のもの —その他のもの		KG KG		900	(新規) —その他のもの		KG
72.04 7204.10 § 7204.30		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット (省略) —その他のくず			72.04 7204.10 § 7204.30		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット (同左) —その他のくず		
7204.41	000	—切削くず及び打抜きくず(束ねてあるかないかを問わない。)	KG		7204.41	000	—切削くず及び打抜きくず(束ねてあるかないかを問わない。)		KG
7204.49	100	—その他のもの	KG		7204.49	100	—その他のもの		KG
	<u>200</u> 900	——ヘビーくず ——シュレッダーくず ——その他のもの	KG KG			900	——ヘビーくず (新規) ——その他のもの		KG
7204.50		(省略)			7204.50		(同左)		
76.02 7602.00	<u>100</u> <u>900</u>	アルミニウムのくず —アルミ缶のもの —その他のもの	KG KG		76.02 7602.00	<u>000</u>	アルミニウムのくず (新規) (新規)		KG
83.08		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及び			83.08		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及び		

輸出統計品目表改正

平成26年10月財務省告示第三百三十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8308.10 § 8308.20 8308.90 000		スパングル (省略) —その他のもの (部分品を含む。) (削除) (削除)		KG	8308.10 § 8308.20 8308.90 100 900		スパングル (同左) —その他のもの (部分品を含む。) —バックル —その他のもの	DZ	KG KG
84.50 8450.11 100 8450.12 900 000 8450.19 000 8450.20 000		家庭用又は営業用の洗濯機 (脱水機兼用のものを含む。) —洗濯機 (1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。) —全自動のもの —小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。) —その他のもの —その他のもの (遠心式脱水機を自蔵するものに限る。) (削除) (削除) —その他のもの (削除) (削除) —洗濯機 (1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重		NO NO NO NO NO NO NO	84.50 8450.11 100 8450.12 900 000 8450.19 100 8450.20 900 000		家庭用又は営業用の洗濯機 (脱水機兼用のものを含む。) —洗濯機 (1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。) —全自動のもの —小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。) —その他のもの —その他のもの (遠心式脱水機を自蔵するものに限る。) —小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。) —その他のもの —その他のもの —小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。) —その他のもの —洗濯機 (1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重	NO NO NO NO NO NO NO	

輸出統計品目表改正

平成26年10月財務省告示第三百三十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8450.90	000	量で10キログラムを超えるものに限る。) 一部分品		KG	8450.90	000	量で10キログラムを超えるものに限る。) 一部分品		KG
85.23		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。） 一磁気媒体			85.23		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。） 一磁気媒体		
8523.21	000	――カード（磁気ストライプを有するもの）	NO		8523.21	000	――カード（磁気ストライプを有するもの）	NO	NO
8523.29	000	――その他のもの	NO		8523.29	000	――その他のもの	NO	KG (I.C.)
8523.41	§	(省略)			8523.41	§	(同左)		
8523.49		一半導体媒体			8523.49		一半導体媒体		
8523.51	000	――不揮発性半導体記憶装置	NO		8523.51	000	――不揮発性半導体記憶装置	NO	KG (I.C.)
8523.52	100	――スマートカード ――プロキシティカード及びプロキシティタグ	NO		8523.52	100	――スマートカード ――プロキシティカード及びプロキシティタグ	NO	
	900	――その他のもの	NO			900	――その他のもの	NO	
8523.59	000	――その他のもの	NO		8523.59	000	――その他のもの	NO	KG (I.C.)
8523.80	000	－その他のもの	NO		8523.80	000	－その他のもの	NO	KG (I.C.)
85.28		モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像			85.28		モニター及びビデオプロジェクター（テレビジョ		

輸出統計品目表改正

平成26年10月財務省告示第三百三十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8528.41	<u>000</u>	機器を有しないものに限る。) 並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) —陰極線管モニター —第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの (削除)	<u>NO</u>		8528.41	<u>100</u>	ン受像機器を有しないものに限る。) 並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) —陰極線管モニター —第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの <u>—小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）</u>	<u>NO</u>	
8528.49	<u>000</u>	—その他のもの (削除) (削除)	<u>NO</u>		8528.49	<u>900</u>	<u>—その他のもの</u> —その他のもの <u>—小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）</u>	<u>NO</u>	
8528.51	<u> </u>	(省略)			8528.51	<u>900</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>NO</u>	
8528.69		—テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)			8528.69		(同左)		
8528.71	<u>000</u>	—ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの —その他のもの（カラーのものに限る。） —液晶式のもの	<u>NO</u>	8528.71	<u>000</u>		—テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) —ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの —その他のもの（カラーのものに限る。） —液晶式のもの	<u>NO</u>	
8528.72		—小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	<u>NO</u>		8528.72	<u>110</u>	<u>—小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）</u>	<u>NO</u>	

輸出統計品目表改正

平成26年10月財務省告示第三百三十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8528.73	190	----その他もの ---プラズマ式のもの	NO	NO	190	190	----その他もの ---プラズマ式のもの	NO	NO
	210	----小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）			210	210	----小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		
	290	----その他もの			290	290	----その他もの		
	900	----その他のもの (削除)			910	910	----小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		
					990	990	----その他もの		
		--その他のもの（モノクロームのものに限る。）			100	100	--その他のもの（モノクロームのものに限る。）		
		(削除)					--小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		
		(削除)					--その他もの		
					900	900			
87.01 8701.10 ↓ 8701.30 8701.90		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。） (省略)	NO	KG	87.01 8701.10 ↓ 8701.30 8701.90		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。） (省略)	NO	KG
	200	-その他もの --農業用のもの ---中古のもの ---その他のもの					-その他もの --農業用のもの (新規) (新規)		
	310	----公称馬力が30馬力未満のもの			110	110	----公称馬力が30馬力未満のもの	NO	KG
	320	----公称馬力が30馬力以上50馬力未満のもの の ----公称馬力が50馬力以上のもの			120	120	----公称馬力が30馬力以上50馬力未満のもの		
	330				130	130	----公称馬力が50馬力以上のもの		

輸出統計品目表改正

平成26年10月財務省告示第三百三十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
	900	—その他もの	NO	KG		900	—その他もの	NO	KG
90.06		写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。） (省 略)			90.06		写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。） (同 左)		
9006.10 ↓ 9006.40		—その他の写真機 ——一眼レフックスのもの（幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。） ——その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。） (削 除)	NO	9006.51 9006.52 9006.53 9006.99	9006.10 ↓ 9006.40 9006.51 9006.52 9006.53 9006.99	000 100 900	—その他の写真機 ——一眼レフックスのもの（幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。） ——その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。） ——フィルムを交換する機能を有しないもの（幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。） ——その他のもの (同 左)	NO NO NO	
9006.51	000								
9006.52	000								
9006.53 ↓ 9006.99									